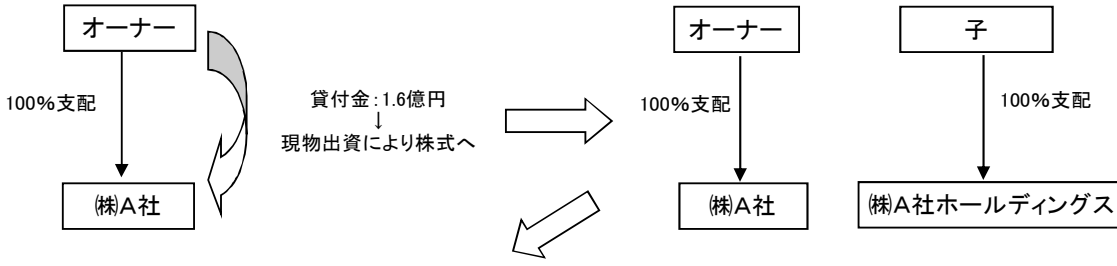


A社案件:スキーム図

スキームの概要

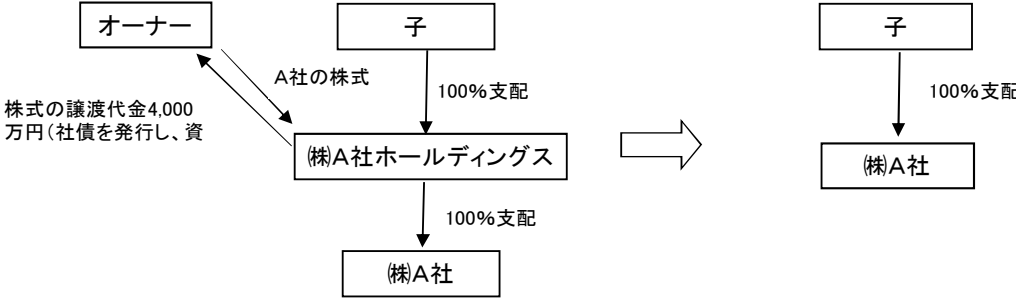
第1段階:オーナーによる貸付金の現物出資(DES)

第2段階:子が(株)Aホールディングスを設立(資本金10万円)



第3段階:オーナーはA社株式を(株)Aホールディングへ譲渡

第4段階:(株)A社が(株)A社ホールディングスを吸収合併



貸借対照表の推移(A社)

当初		DES後	
		(万円)	
諸資産	62,000	諸資産	62,000
銀行借入	40,000	銀行借入	40,000
その他債務	2,000	その他債務	2,000
オーナー借入	16,000	資本金	9,000
資本金	1,000	資本準備金	8,000
利益剰余金	3,000	利益剰余金	3,000
	62,000		62,000

※時価純資産額は、12,000万円の債務超過

※時価純資産額は4,000万円

費用と効果の検証

① 相続税の軽減効果(貸付金又は社債以外の相続財産が現金2,000万円の場合)

イ 本件スキーム実行前

相続財産の評価額 1.8億円(貸付金1.6億円+現金2,000万円)

相続税額 3,100万円

ロ 本件スキーム実行後

相続財産の評価額 6,000万円(社債4,000万円+現金2,000万円)

相続税額 0円

② スキーム実行により生じる主な費用及び税金

イ 株式の譲渡益に対する所得税・住民税

600万円

ロ A社設立に係る司法書士費用・登録免許税等

約25万円(設立資本金や依頼する司法書士により異なる)

ハ 増資に係る登録免許税(資本金の増加額8,000万円)

56万円(+司法書士費用)

③ その他留意事項

イ A社の資本金等の額の増額により、地方税均等割の負担が増加する

ロ オーナーが受け取る社債利息に係る所得税・住民税は20%の源泉分離課税(税率が低い)

ハ A社ホールディングスを存続会社とする吸収合併にした場合、不動産の承継時に多額の登録免許税が生じる

→ A社を存続会社にした方が合併コストが低くなる